

その交通事故 もし、自分だったら

連日のように報道される交通事故。

皆さんは、その報道をどのように受け止めていますか？

「もし、その交通事故の加害者が自分だったら」。

明日のことは誰にも分かりません。

事故の加害者や被害者、遺族になる可能性もあるのです。

広報「おうむ」では、実際に事故の加害者となった人の手記を紹介し、

交通事故防止への込められた思いを伝えます。

大きな代償

私は今、市原刑務所で受刑生活を送っています。以前、テレビ番組で市原刑務所を見たことがありましたが、まさか自分が来ることになるとは思っていませんでした。交通刑務所に来る人は、運転が下手な人が来るのだ。自分には関係ないし他人事のように考えていましたが、そんな自分を過信した考えが原因で私はここに来ました。

平成19年10月。仕事が終わり後片付けをしていると、同僚から「この後飲みに行かないか？」と誘いの言葉を掛けられました。その日、車で通勤していた私は、車は置いて帰ればいいや。と思っ

「よ」と返事をしました。そして私達は、会社近くの居酒屋へ向かいしました。私は、その居酒屋でビールを3杯ほど飲みながら同僚と色々な話をしていました。気が付くと終電の時間がせまっていました。急いで駅に行きましたが、私の乗る電車は無くなっていました。同僚は間に合ったので、そこで別れて電車で帰宅しました。一人になり、終電がなくなった私の頭の中に「早く帰りたい」という考えが浮かびました。「会社に戻って車で帰宅しよう」と酔っているという感覚が全く無かった私は、「運転をしても大丈夫だろう」と安易な気持ちというか、何も深く考えずに会社へ向かいました。これが全ての間違いでした。

ものように車の運転を始めました。会社を出て、近道しようとして大通りから細い路地に右折したその時でした。突然目の前に黒い人影が現れました。「あっ」と思うと同時にブレーキを踏みましたが、その瞬間には「ドンッ」という音と衝撃が全身に伝わってきました。人を撥ねてしまったのです。その時の私は、飲酒をして事故を起こした。逮捕される。会社を解雇される。という自分のことしか考えられずその場から逃げてしまいました。自宅に帰り、車の前方を見るとボンネットの先端が少しへこんでいるだけで、速度もほとんど出ていなかった。多分たいた怪我はしていないだろう」と、ここでも自分の都合の良いように考えていました。しかし時間が経つにつれ「本当に被害者の方は大丈夫なのだろうか」と心配になり、色々と考えているうちに怖くなってきました。そして、このまま逃げ切れるわけがないと思うと同時に、被害者の方へも謝罪しなくてはいけないと思ひ、警察へ出頭しました。

なってしまうのです。それを聞いた私は、「取り返しのつかないこと」をしてしまった。これからどうすればいいのだろう」と目の前が真っ暗になりました。その後私は、自動車運転過失致死罪と道路交通法違反で、懲役3年6月の刑を渡されました。

私は、今回の事件を起こす以前にも飲酒運転をしたことがありました。自分の運転を過信し、「事故さえ起こさなければ大丈夫。自分は事故を起こすはずはない」と何の根拠もない考えでルールを破っていました。しかし、事件を起こし、ここにきてやっと気付いたのです。ルールとは、色々な人との共同生活をするために必要なことなのだ。最低限守らなくてはいけないことなのだ。ルールを守り、他の人を思いやる気持ちは必要なのだ。自分のことだけを考えてはいけなかったのです。そんな私は、ここに来るべくして来たのだと最近思うようになりました。しかし、そのことに気付いたために、自分ではない他の人の命を奪うというあまりに大きな代償を犯してしまっただけです。

交通安全協会「讀みの日々」より

K・N 会社員 (39歳)

かった場合には、親が法的責任、つまり賠償責任を負うこととなります。一方、お子さんに責任能力がある場合、親は法的責任を負わないこととなりそうですが、親がきちんと子供を監督していれば相手に損害を発生させずに済んだというような場合ですと、場合によっては、親も法的な責任を負うこともあります。このように、成人していないお子さんの行為によって、親が賠償責任を負うケースもありますので、注意が必要です。



田村 秀樹 弁護士
紋別ひまわり基金法律事務所

今月の担当

ているような場合は、これとは別に考える必要があり、親は保証人としての責任を負うこととなります。では、子供が未成年である場合はどうでしょうか。成人していないお子さんが借金をすることはあまりありませんが、たとえば、お子さんが自転車に乗っていて事故を起こしてしまった場合や、お子さんが物を壊してしまったような場合などは、賠償の問題が生じます。この場合の親の法的な責任についてお話しすると、お子さんの「責任能力」の有無で結論が分かれてきます。「責任能力」とは、簡単に言えば、物事の良し悪しがわかる能力で、一般的には、小学校を卒業するくらいになれば責任能力はあると言われている。そして、お子さんに責任能力がない場合、親は子供を適切に監督しなければならず、きちんとした監督をしてい

自分の子供が他人に迷惑をかけてしまったとき、親はその責任をどこまで負わなければならないのか…お子さんをお持ちの方にとって気になるテーマかと思えます。まず、子供が成人している場合について考えてみます。ときどき、お金を貸している方から、「(成人している)子供が借金を返せないのなら、親に請求することはできないのか」という相談をお受けしますが、結論から申し上げますと、親に対して法的に請求することはできません。なぜなら、子供であっても、親とは別人格ですから、別人格である子供のやったことに対して、親が責任を負う根拠がないからです。よく「道徳上」という言葉で、親に対して請求される方もいらっしゃるようですが、そこに法的な根拠はないと言わざるを得ないのです。もっとも、親が子供の借金の保証人になっ

無料法律相談会 (事前予約制) ☎ 0158-26-2277
4月3日(火) 13時~16時 地域交流センター2階会議室

地域包括支援センターだより 地域包括支援センター ☎ 84 - 4495

脱水症を予防しましょう

3月とはいえ、まだまだ寒い時期が続いています。室内を暖かくしてお過ごしのことと思います。一般的に、高齢者は、筋肉が減少するため体内に水分を蓄える力が弱くなり、気づかないうちに脱水状態になるおそれがあります。

脱水症予防のポイント

- こまめに水分補給する
- ストーブの火を大きくしすぎず、適度な室温を保持する
- 換気等をして湿度を保ち、暖かいと感じる環境を整える (目安として室温 22 度前後、湿度 40 ~ 60%)
- 体の大きな筋肉を動かし血の巡りを良くする
- 食事では、たんぱく質を意識して摂取し筋肉量を維持する

尿の色が濃い・臭いが強い、皮膚が乾燥し皮膚をつまむとそのままの形で元に戻らない等の症状がある時は要注意です。腎臓や心臓等に病気がある人、利尿剤を内服している人は、1日の望ましい水分摂取量、運動量、生活上の注意点をかかりつけ医に相談してみましよう。